

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 のご紹介

ダブルスペースとパーキングパーミット制度

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課



経緯

【課題】

- ◆「車いす使用者用駐車区画」に車いすを使用していない人が駐車していて、車いす使用者が利用できない！
- ◆「車いす使用者」と「高齢者・妊婦等」との競合が一層顕在化

「車いす使用者用駐車区画」の利用者

車いすの方

車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方

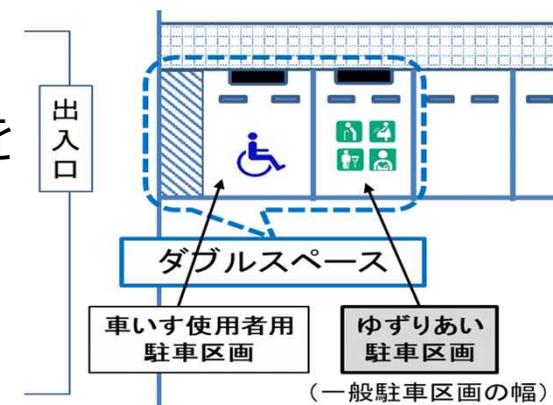
一般の方

駐車スペースにおける競合を防止し、
それぞれが必要とする場所に駐車しやすくすることが重要！

ダブルスペースの推進と利用証制度（PP）の導入

① ダブルスペースの推進

「高齢者・妊婦等」車いす使用者以外の方のための駐車区画を確保することで、車いす使用者用駐車区画への**競争を緩和**。



② 利用証制度（PP）の導入

「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」

府が利用証を発行することにより、車いす使用者用駐車区画等を必要とする対象者を明確化し、

駐車車両を識別することで、**不適正な駐車を抑制**する制度



【車いすを使用する方】

身体障がい者（肢体不自由 等）、要介護高齢者、けが人 等

＜車いす使用者用駐車区画＞

車いすを使用される方は、自動車のドアを大きく開けて乗り降りするので、一般の駐車スペース（2.5m）より、幅の広いスペース（3.5m）が必要



【車いすは使用しないが移動に配慮が必要な方】

障がい者（知的・精神障がい者 等）、難病患者、妊産婦 等

＜ゆずりあい駐車区画＞

車いすは使用していなくても、移動に配慮が必要な方には、移動の負担を少なくするため施設の出入り口付近に駐車スペースがあることが望ましい



協力施設について



【協力施設の要件】

車いす使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画の両方を整備し、大阪府に届出をすること。



「車いす使用者用駐車区画」の整備だけでは協力施設として登録不可。

【協力施設数、駐車区画数】(令和4年7月31日現在)

◎協力施設数:551

◎車いす使用者用駐車区画数:1,262

◎ゆずりあい駐車区画数:911

協力施設増加に向けた課題と取組み

課題

- ① 都市部においては、スペースに限りがあり、ダブルスペース確保は困難。
- ② 任意の協力依頼のみでは、普及に限界がある。
▶より**規範性のある取組みが望ましい**。

取組み

(制度設立当初)

制度開始に先立ち、スーパー、ホテル、銀行等様々な分野の協会に、事前に制度の概要説明を行い、参加企業に対する周知を頂いた上で、個別に企業訪問を実施。

現在

包括連携協定

(公民戦略連携デスク)
の活用

大阪府と民間企業が包括連携協定を締結する際に、駐車区画利用証制度「**ゆずりあい駐車区画**」の設置について検討を依頼。

個別に様々な企業へ働きかけ、協力施設の増加に努めている。

参考：協力施設にご協力をお願いしていること

○二種類の区画(ダブルスペース)の確保

カラーコーン用立体表示カバーを提供。

施設入口近辺の任意の区画に表示カバーをかぶせたコーンを設置することで、「ゆずりあい駐車区画」として位置づけ。

※各区画の目立つ色による塗装、制度周知看板の設置等、可能な範囲で施設内での広報啓発への協力依頼。



○不適正利用車両への対応

不適正利用車両(「車いす使用者駐車区画」及び「ゆずりあい駐車区画」に、利用証を持たない車両が停車されていた場合)を見つけた場合の対応として

制度の趣旨説明と申請を促す**チラシ**を、あわせて配布。

※可能な範囲での協力を依頼



最後に



◎今後とも**ダブルスペースを推奨**し、
「車いす使用者用駐車区画」に利用が 集中しないよう対応していく。

◎また、駐車区画の適正利用に ご理解、ご協力いただけるよう
府民の皆さまへ呼び掛けていく。



以上、ご清聴ありがとうございました。